

平成30年度事業計画及び予算(案)

本部事業

理事三役会及び会長会等による事業推進

①政策提言や要望活動

県自立支援協議会や施策推進協議会他多数の会議に出席し、県大会決議内容を含めた、地域育成会の様々な声を集約し、施策に反映できるよう、国・県の予算等への政策提言・要望活動を展開する。

②理事三役会の開催

本部事業を円滑に遂行するために、三役会を毎月開催し、様々な事業振興を協議し、また、財政基盤の健全化等について話し合う。(毎月1回)

③地域育成会会長及び事務局長会、施設保護者会長会の開催

地域育成会及び施設保護者会との有機的な連携を図るため、地域育成会会長及び事務局長会、施設保護者会長会を開催し、情報共有や問題意識を共有化する。

I 社会啓発・研修事業

「すべての県民(国民)が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。」(障害者基本法)ための社会啓発・研修事業

1 社会啓発事業

○県および各地域育成会の行政と連携して、障害に対する認識や障害者に対する理解の促進と定着を図る事業

(1) 権利擁護事業

相模原障害者殺傷事件を教訓にした育成会の取組として、差別解消法、虐待防止法等法制度に関すること、成年後見制度利用促進法とそれに伴う意思決定支援の指針策定等に関する情報を積極的に収集し、障害者の権利擁護の促進に努める。

(2) 会報・リーフレット等による情報発信

全育連が発行する機関紙「手をつなぐ」の購読促進に努め、また、県育成会が発行する年3回の「会報」を用いて様々な情報提供を積極的に行う。

(3) ホームページの公開

内容を充実させて、事業活動の透明化およびきめ細かい情報提供を積極的に行う。また、Facebook等のSNSを活用し、よりタイムリーな情報提供を行う。

(4) あいサポート運動等を活用した、知的・発達障害に対する理解を深めるための疑似体験研修として、キャラバン隊『あび隊』による啓発活動を広域に展開する。

(学校、一般の団体、行政、福祉関係者などを対象に、知的障害者の困難さを疑似体験するプログラムを通して、障害者理解の推進を図る。)

2 研修・調査事業

○障害のある人や擁護者の願い・意見及び諸制度・活動組織の現状等の調査と、その結果に基づく効果的な啓発資料作成や研修活動を行う事業

○県民及び各支部における障害のある人並びに家族のステップアップを図る事業

(1) 研修（各種大会）

手をつなぐ育成会の全国大会及び中国・四国ブロック大会への参加促進、県福祉大会の開催

(2) 子育て家庭から高齢期家庭への支援委員会

「知的・発達障害のある子どもを育てるQ&A」作成・配布後、地域育成会等に対して、その効果や使用者の声をアンケート等により調査し、継続的な研究を実施する。

(3) 地域育成会の活性化事業

全育連の地域育成会活性化助成金や国庫補助事業助成金等を積極的に活用し、子ども期から高齢期までの障害者福祉全般にわたる研修、講演会やセミナーを実施することにより、地域育成会の活性化及び地域における新たな会員確保と次世代の活動を促進する。

(4) 知的障害の特性とスポーツ支援にかかる調査・協力事業

広島県及び広島県障害者スポーツ協会と連携し、国内・国外で活躍できる選手及び指導者の育成を促進する。また、選手育成だけでなく、2020年パラリンピックムーブメントの醸成に協力し、知的障害児者が気軽に地域の中でスポーツに親しみ、健康の維持と促進を図ることができるよう推進する。

- ①第44回広島県知的障害者福祉大会・第17回はつらつ大会（本人大会）に向けて、現地運営委員会との連携を図る。
- ②全国大会（京都市）、中国・四国大会（鳥取市）への積極的な参加や呼びかけを行う。
- ③既存の地域育成会の活性化のために共に考え行動し、また、育成会のない地域へのアプローチを継続して行う。

II 社会参加事業

知的障害のある人の社会参加を支援する事業

1 社会参加推進事業

○知的障害のある人が自立した生活を送る力を培うため、仲間とともに様々な研修や体験をする機会と場を提供し、その支援をする。

(1) 本人活動委員会（はつらつ友の会）の充実と発展

広島県本人活動代表委員会「はつらつ友の会」の活動に対し、会議交通費等財政支援を中心に、県内の本人活動グループを支援する。また、本人活動支援委員会の在り方を模索し、実効性のある体制づくりを検討する。

- ①第17回はつらつ大会や「本人相談会・交流会」の開催をとおり、地域の本人活動の活性化を図る。
- ②中国・四国大会（本人大会）（鳥取県）をバックアップする。

(2) スポーツ大会参加促進

広島県内の大会をはじめ、中国・四国大会、全スポ等の各種大会に協力し積極的な参加を呼びかける。

(3) 広島県障害者スポーツ協会への協力

- ・広島県知的障害者スポーツ大会（ボウリング）受託開催
- ・第18回全国障害者スポーツ大会中国四国ブロック予選会（バレーボール競技）への協力
- ・第18回全国障害者スポーツ大会（福井大会）への役員派遣等協力
- ・H30年度広島県障害者陸上競技大会への協力等

2 地域生活支援事業

○自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、知的障害のある人や保護者に相談支援等を行うとともに障害の有無に関係なく安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す事業

活動部会による事業

(1) サポートファイルの内容見直し、普及、定着、利活用促進

子育て支援や障害者理解の推進を図るため、育児・育成の管理記録帳（サポートファイル）の普及・定着・利活用を促進する（書き方講習会等）。それに伴い、家族だけでなく、学校を初めとする関係機関への普及・啓発活動を行うため、県等の行政機関に協力要請をする。

(2) 育成会への加入促進

サポートファイルの普及啓発活動や「知的・発達障害のある子どもを育てる Q&A」の冊子配布等を通して、主に若年層の会員の加入促進に努める。

広島県知的障害者相談員研修会受託事業

- ・広島県知的障害者相談員および各市町障害福祉担当者が協働して地域での相談を包括的に共有し、また相談支援のスキルアップを目指して相談員及び行政担当者の研修会を開催する（年2回）
- ・知的障害者相談員の高齢化が深刻化しているため、次世代の相談員養成を促進する。

施設保護者会及び地域育成会の懇談会（5月総会后）

それぞれのニーズ調査、ヒアリングのため懇談会を開催し、課題整理をする。

「第7回きらっと光る人生を考える研究大会」の実施については、実行委員会（広島県手をつなぐ育成会役員・広島県知的障害者福祉協会役員）で障害者福祉の在り方・社会啓発のテーマ等熟慮・協議して決定する。（6月半ば）

3 『心身障害者扶養共済』の加入促進

○『心身障害者扶養共済』は、障害基礎年金が制度化される以前に、手をつなぐ育成会が、親亡き後に少しでも安心した生活を送ることができるよう、国に働きかけ運動して制度化された共済制度である。

- ・ホームページへの掲載、研修会でのチラシ配布等、扶養共済制度についての周知、啓発を図るとともに、加入の促進に努める。

Ⅲ 付添看護料共済活動事業

平成30年度の重点取組み

①加入の促進および定着を図る。

- ・損害保険会社（A I G）引受保険会社のジェイアイシーウエスト広島様のご協力をいただき、未加入の多い地域や、施設保護者会への広報活動（ネットワークを通じた訪問等）を実施する。
- ・広報（共済だより）の内容の充実およびホームページの活用
- ・加入者及び加入支部に対する懇切・丁寧・迅速な対応を徹底する（円滑な事務執行体制の構築）。

②運営委員会の実施（年1回開催予定）

③全国知的障害者互助会連絡協議会と連携し、加盟互助会との情報交換を図る。

Ⅳ 障害福祉事業所協議会

【活動の基本方針】

障害ある人もない人たちも安心して暮らせる地域（共生社会）づくりの一翼を担える魅力ある事業所をめざす運動を継続して進める。

平成30年度においても、利用者の『高齢化』と『重度化』への対応・支援を最重点に、活動や取り組みを進める。

【活動の重点課題】

- 高齢化、重度化に対応するため、「地域生活支援拠点事業」制度について、各事業所に於いて、地元行政との協議、同自立支援協議会での検討を通じて、その一翼を担う取り組みを行う。なお、この取り組みを通して、共生社会づくりを進める。
- 個々の事業所の職員一人ひとりの支援力向上を図るため、「地域生活」の支援体制の構築と強化に取り組む。このため、「地域福祉経営力強化講座」の開催、積極的な参加を図る。

これらの取り組みを通して、職員一人ひとりが誇りを持って支援に当たる職場環境の醸成と次世代のリーダーの育成に努める。

【具体的な取り組み】

- （1）事業所協議会の全国研修大会をはじめ関係する研究会等への派遣や県内研修会の開催に努める。
- （2）個々の加盟事業所への個別訪問や運営コンサルティングを推進する。
- （3）組織の強化、拡大のため、加盟促進の活動を進める。

V 広島市障害者就労支援事業

1. 事業の名称

広島市障害者就労支援事業

2. 事業の目的

ジョブ・ライフサポーター6名による障害者の雇用促進のための就労支援、職場定着支援、生活面を含む一貫した相談や支援を行う。

3. 業務内容

(1) 障害者への支援

仕事に適応するための支援や人間関係、職場でのコミュニケーションを改善させるための必要な支援を行う。働きたい、企業体験をしたいという相談者に企業や関係機関と連携し情報提供を行う。

- ①職場実習の斡旋等、就職に向けた準備支援
- ②HW と連携した就職活動の支援
- ③職場定着支援（広島市教育委員会及び市公益法人等を含む）
- ④一般就労を促進するための企業啓発・開拓
- ⑤関係機関との連携

(2) 事業主や職場の従業員への支援

障害者が職場に適応できるよう必要な助言を行い、また必要に応じて職務や職場環境の改善等の提案を行う。

- ①障害者それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理について、事業所に対する提案

(3) 家族への支援

障害者の職場生活を支えるための必要な助言等を行う。

- ①生活習慣の形成、健康管理等の日常生活における自己管理に関する助言
- ②年金、余暇活動、地域生活や生活設計に関する助言

(4) 特別支援学校の生徒が卒業と同時に就労継続支援 B 型事業所を利用できるよう在学中に就労移行支援事業所でアセスメントを受けるための支援及び関係機関との調整を行う。

- ①特別支援学校との連絡調整や保護者及び生徒への支援
- ②就労移行支援事業所との連絡調整及び助言
- ③上記以外に該当業務を行う上での必要な業務

(5) 支援にあたっての障害者や事業主等との協議や調整等

(6) 障害者の就労に係る関係機関や団体等との連携

4. その他

- (1) 広島市、広島市教育委員会、公益法人等及び障害者・家族等と十分に協議調整を行いながら適切な支援を行う。
- (2) 業務の実施状況を報告するために支援内容は必ず記録する。